天白こじょう会 細 則

(役員の選出)

- 第1条 1、会長は役員の中から役員会メンバーによる互選で選出し、同数の場合は会長が決定する。副会長以下の役員は会長が委嘱するいずれも総会の承認を得るものとする。
 - 2、副会長、総務、行事、広報、ボランテイア活動、会計、鯱城会幹事の 担当役員のリーダーは原則として会長が委嘱する。

(総務担当役員の職務)

第2条 1、各種会議資料の事前準備。

但し行事、広報、会計、ボランテイア等の固有の資料は各担当役員が資料 を作成するものとする。

- 2、会議議事録の作成、整理及び保管。
- 3、会員の消息把握、会員名簿の作成、管理。
- 4、その他 他に属さない総務関連全般の業務。

(行事担当役員の職務)

- 第3条 会員相互の親睦を図ると共に、本会発展のための各種行事を企画 立案し運営にあたる。
 - 1、社会見学及び研修会。
 - 2、小旅行。
 - 3、懇親会(新年会、忘年会、歓送迎会、昼食会、他)
 - 4、名所、旧跡めぐり。
 - 5、地域行事への参加、出展。
 - 6、その他の行事全般。

(ボランテイア担当役員の職務)

- 第4条 地域奉仕活動の推進を図り、清潔で住み易く、人に優しい天白区をめざす。
 - 1、公園、街路等の清掃活動。
 - 2、名古屋市及び地域の各種行事などボランティア活動への参加。
 - 3、老健施設等への慰問。
 - 4、その他 地域の要望に応じた社会奉仕活動。

(会員の追加)

第5条 本会入会後,区外へ転居した者で、本会会員の継続を希望する者は本会会員とする。また他区より天白区に転入した場合も、転入者の意向を尊重するものとする。

(細則に定めなき事項)

第6条 細則に定めなき事項は、役員会にてその都度審議決定する。

(細則の改定)

第7条 細則の改定は役員会の承認を必要とする。そして総会に報告する。

(附則)

第8条 本細則は令和5年4月19日より実施する。